

加入者 各位

SMB C コンシューマーファイナンス健康保険組合
常務理事 景山 明文

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧（あはき）に係る療養費の申請方法について

日頃はSMB C コンシューマーファイナンス健康保険組合の事業運営に、ご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師（以下、「施術者」という）の施術に係る療養費について、平成 31 年 1 月から厚生労働省による受領委任払いの制度(※注 1)が導入されることとなり、健康保険組合が当該制度へ参加するか否かを含め、組合会で審議を行い、今後のあはき療養費の支払方法を決議することとされました。

当健康保険組合では、平成 31 年 2 月 19 日に開催された第 73 回組合会にて審議を行い、従来の支払い方法である「代理受領払い(※注 2)・償還払い(※注 3)」から、「受領委任払い」へ移行することが決定致しました。

つきましては、平成 31 年 6 月施術分以降を対象として、下記の取扱いに変更致しますのでご案内申し上げます。

(注) 今回申請方法が変更となるのは、はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧（主に鍼灸院、マッサージ院、治療院で施術を受けるもの）となります。

柔道整復（主に、整骨院や接骨院で施術を受けるもの）は今回の変更には該当しません。

※注 1) 受領委任払い（受領委任の取扱規定 保発 0612 第 2 号平成 30 年 6 月 12 日）

患者は一部負担額を施術所で支払い、療養費支給申請書に請求委任の署名をする。施術者等と健保組合は受領委任規定に則り事務の取扱いを行い、療養費は施術者に支給されるもの

※注 2) 代理受領払い

患者と施術者等の契約による委任請求に基づき、療養費は施術者等に支給されるもの

※注 3) 償還払い（健康保険法第 87 条 健康保険法施行規則第 66 条）

患者は施術料全額を施術所で支払い、療養費は被保険者等からの申請と領収書原本等の提出に基づき被保険者または患者に支給されるもの ※法令上支払方法の原則

記

1. 変更内容

平成 31 年 6 月施術分より、受領委任払いでの支払方法となります。

(施術を受けた方は、窓口で施術料の 3 割を自己負担)し、施術所が施術料の 7 割分を健康保険組合に申請する方法)

※代理受領による支払いは、平成 31 年 5 月 31 日までの施術分をもって廃止。

※受領委任制度に未加入の施術者については、従来どおり被保険者が健康保険組合に療養費を申請。（償還払い）

2. 問合せ先

SMB C コンシューマーファイナンス健康保険組合

【電話】 03-3543-8330（平日 10:00～17:00）

以上